令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原告松竹伸幸

被 告 伊藤 岳

## 求釈明申立書

2025年4月17日

さいたま地方裁判所 第2民事部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克 彦

同 平 裕介

同 伊藤 建

同 堀 田 有 大

被告の準備書面(2)の内容に関し、原告は以下の通り求釈明の申立てをするので、 裁判所におかれては、原告に対し釈明権を行使されたい。

## 一 釈明を求める事項

- 1 被告の準備書面(2)1頁で被告は、被告訴訟代理人が「さいたま地区委員会」から聴き取りをしたと述べるが、被告訴訟代理人が聴き取りをした「さいたま地区委員会」とは具体的に誰を指すのか。その氏名及び住所を明らかにされたい。
- 2 同書面1頁の(1)で被告は、甲6につき、「参加者の一人」が作成したと 言うが、その作成者である「参加者の一人」とは具体的に誰を指すのか。その 氏名及び住所を明らかにされたい。

3 同書面2頁の(3)で被告は、「参加者の一人」が、集会での被告の演説を 「録音して文字化し」たと言うが、この「参加者の一人」とは具体的に誰を指 すのか。その氏名及び住所を明らかにされたい。

## 二 釈明を求める必要性

被告の準備書面(2)の内容の真否を確かめるには、同書面の登場人物への証人 尋問が必要であるところ、人物が全く特定されておらず、これでは真否の確認の 方途がない。

よって被告には、一の1~3の各事項を明らかにしてもらう必要がある。

以上